

株式会社 文藝春秋
週刊文春
ご担当者 様

2025年6月12日

ウェブコインに関する取材へのご回答

弊社が管理するポイントシステム「POKERWEB COIN（以下、ウェブコイン）」のご質問に対して、次のように回答をさせていただきます。

質問1

ウェブコインは、ブラジルのSWソフトウェア社が開発し、日本ではポーカーギルド社が管理・運営、GameIDというアプリを通じて使え、JOPT（ジャパンオープンポーカーツアー）の大会の賞金として獲得できる他、ハンターサイト社が運営するカジノ店「アキバギルド」などの加盟店で利用できるという体裁をとっています。しかしながら実態は、ウェブコインの管理・運営はハンターサイト及び同社の関連会社で担っており、上記企業らはハンターサイトの管理下にあると伺っています。事実でしょうか？

回答:

ウェブコインの資本・運営権は100%ポーカーギルド株式会社に帰属し、ハンターサイト株式会社とは資本・業務委託ともに一切関係がございません。2023年4月10日、PW Softwares de Gestão Ltda.（ブラジル）と開発・保守契約を締結。JOPT、アキバギルドは他の172店と同条件の加盟店です。

企画開発当初には、ハンターサイト社とジャパンオープンポーカーツアー社とPW Softwares de Gestão Ltda.がウェブコインの共同開発に参加した経緯がございますが、現在はポーカーギルド社とPW Softwares de Gestão Ltda.の運営体制となっており、ハンターサイト社は本件から離れております。そのため、一部で誤解が生じています。

質問2

貴社が運営するウェブコインは、ユーザーが特定の加盟店で獲得したコインを他の加盟店でも使える他、ユーザー同士でコインを送り合う（トランスファー）機能もあります。こうした機能により、コインは実質的に金銭的価値を有するものとなっており、実際に、ユーザー間でのコイン換金行為や、買い取り業者の存在も確認されています。この点を踏まえ、ウェブコインのシステムや運営形態が刑法第186条の賭博罪に該当するのでは、との指摘がございますが、貴社としてのご見解をお聞かせください。

弊社顧問の三堀 清弁護士（丸ビル綜合法律事務所）への法的意見（2025年5月1日付）にて「トランスファー機能およびシステムは、刑法186条の構成要件を充足しない」と確認しています。規約違反により12件のアカウントを凍結しました。今後も、本人確認（KYC）を導入するなど、ガイドラインに基づき監視を継続し、健全な運用に努めてまいります。

質問3

3. ウェブコインの導入（加盟店）店数を教えてください（先日発表されましたロードマップには180店舗とありましたが、相違ないでしょうか）。また貴社として、加盟店がそれぞれ風営法に基づく営業許可を取得しているかを確認しているか、加盟店になる条件、および加盟店に対してどのような指導をしているのか、ご教示ください。

加盟店は2025年5月31日現在180店。新規契約時に風営法第5号許可証提出を求めている、年12回無作為現地監査を実施しております。なお、風営法許可を必要としない事業所は、その旨を確認しています。

質問4

貴社のウェブコインを導入していたある加盟店が、今年3月に「ウェブコインは違法だと認識している」との警察の指導を受けたため、その法的見解について貴社に尋ねたところ、納得できる説明がないままに突然ウェブコイン導入の契約が打ち切られた、と証言しています。このように問題が起こるとその加盟店の契約を打ち切り、いわば“トカゲのシッポ切り”をして違法性の指摘を回避していることについて、プラットフォームとして無責任ではないかと批判する声もあります。こうした批判についての貴社としての受け止めをお聞かせください。

ウェブコインの健全な運営と、法令遵守を最優先しており、規約違反が確認された加盟店に対しては、厳格な手順に基づき対応しております。これまでに、ウェブコインの規約を大きく逸脱する行為が確認されたため、段階的な措置を経て契約を解除いたしました。

2024年末に加盟2店で①事業所へ直接訪問して改善を要請 ②再違反の確認 ③サービス停止の告知を経て2店は契約を解除。

無責任とのご指摘について、弊社は、プラットフォームとしての信頼性を維持し、全ての加盟店およびユーザーの皆様に安心してウェブコインをご利用いただくための、不可欠な措置であると考えております。今後も、規約違反に対しては厳しく対処し、健全なエコシステムの構築

に努めてまいります。

質問5

ウェブコインの税務処理について伺います。ある加盟店は、貴社からウェブコインを仕入れた際、貴社発行の請求書に消費税の記載がなかったと証言しています。そこで以下の点についてご回答ください。(1)ウェブコイン関連の売上は、貴社は会計上どのような名目で計上していますか。(2)上記売上について、税務処理はどのように行っているのでしょうか。

税務処理につきましては、現在、顧問税理士による確認・書面化の作業中です。

正確性を期すため、回答は税理士からの最終見解（消費税区分・会計科目の明示を含む）を受領後にご提出いたします。

以上

広報部

ポーカークギルド株式会社

東京都新宿区市谷本村町2-21 ICHIGAYA CANAL COTE 2階

株式会社 文藝春秋
週刊文春
ご担当者 様

2025年6月17日

顧問弁護士の見解 / ウェブコインの刑法賭博罪について

弊社が管理するポイントシステム「POKERWEB COIN（以下、ウェブコイン）」のご質問に対して、弊社顧問弁護士の見解が示されましたので、お知らせいたします。

質問1

ウェブコインは、ブラジルのSWソフトウェア社が開発し、日本ではポーカーギルド社が管理・運営、GameIDというアプリを通じて使え、JOPT（ジャパンオープンポーカーツアー）の大会の賞金として獲得できる他、ハンターサイト社が運営するカジノ店「アキバギルド」などの加盟店で利用できるといった体裁をとっています。しかしながら実態は、ウェブコインの管理・運営はハンターサイト及び同社の関連会社で担っており、上記企業らはハンターサイトの管理下にあると伺っています。事実でしょうか？

丸ビル綜合法律事務所
弁護士 三堀 清

弁護士の見解:

1. ウェブコインは、弊社が成績に応じてプレイヤーに付与する物であり、プレイヤー同士がポーカーゲームに賭けて争い、勝者がこれを獲得するというものではないから、賭博罪（刑法185条。なお、刑法186条は「常習賭博罪」及び「賭場開帳罪」に関する規定）の構成要件としての「偶然の勝敗に関して財物を賭ける」ことにならないから、そもそも賭博罪にはなり得ない。
2. ウェブコインの所有者が、これを第三者に交付するトランスファー自体は、所有権に基づき自由になしえる行為で何ら問題はない。
3. とはいえ、ウェブコインが現金と同視される行為は違法ではないが、好ましくはないと考えられることのできるため、弊社ではウェブコインの売買等を禁止している。

以上

広報部
ポーカーギルド株式会社
東京都新宿区市谷本村町2-21 ICHIGAYA CANAL COTE 2階